

○広島国際大学賞罰規定

1998年2月5日

広学内025

改正 2017年7月10日

(賞罰の目的)

第1条 広島国際大学学則(以下「学則」という)第38条に定める表彰は、表彰に値する学生を称えるほか、広島国際大学(以下「本大学」という)学生の範たることを啓蒙することを目的とする。

2 学則第39条に定める懲戒は、当該学生の改悛に役立つことを目的とし、次いで、他に与える悪影響を避けることを目的とする。

(表彰の種類と内容)

第2条 表彰の種類と内容は、つぎのとおりとする。

イ 優等賞 4年間(薬学部においては6年間)学業成績が特に優秀な学生を表彰する。

ロ 学芸賞 学芸上、社会的に評価された個人または課外活動団体(以下「団体」という)を表彰する。

ハ 善行賞 学内外で善行があった学生もしくは団体または学外で表彰を受けた学生もしくは団体を表彰する。

ニ 課外活動賞 課外活動で優秀な成績を残し、または他大学との交流を深めるなどの功績のあった学生もしくは団体を表彰する。

(表彰の申請)

第3条 前条の表彰の申請は、各学部の学科長、学生部学生課長(広島キャンパスにあっては医療経営学部事務室長。以下同じ)または団体の顧問が学長に行うものとする。

2 学生または団体が、文化・体育等の学外活動(例、全国大会・海外参加等)において優秀な成績を上げ、または交流を深めるなどした場合、当該学生または団体は、速やかに顧問または学生部学生課長に申し出なければならない。

3 顧問または学生部学生課長は、申し出の行為が表彰に値すると判断するときは、速やかに学長に申請を行うものとする。

(表彰の決定)

第4条 表彰の決定は、関係者の意見を聴いて学長がこれを行う。

(表彰状の授与等)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与して行うものとする。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(表彰の告示)

第6条 表彰は、告示により一般学生に周知する。

(表彰の取消し)

第7条 表彰状を授与された学生が、停学以上の懲戒に処せられたときは、これを取り消すことがある。

2 前項の表彰の取消しがあったとき、表彰状および副賞は、返納しなければならない。

(懲戒の種類と内容)

第8条 懲戒の種類と内容は、つぎのとおりとする。

イ 訓告 学部長または学生部長名により行う説諭をいう。

ロ 譴責 学長名により行う説諭をいう。

ハ 停学 登校停止を命じられて自宅で謹慎することをいう。

ニ 放学 本大学の学生としての身分を剥奪し、除籍することをいう。

2 前項の懲戒に併せて、授業科目履修許可の無効、課外活動の停止および施設等の使用禁止などの措置をとることがある。

(当罰行為)

第9条 学生の懲戒は、つぎの各号のいずれかに該当する行為をした場合に行うものとする。

イ 試験において不正行為を行った場合

ロ 学則および本大学諸規定に定める禁止行為に違反し、または遵守すべき行為を故意に守らなかった場合

ハ 他人または公の財物を窃取した場合

ニ 他人の身体に暴行もしくは傷害を与えた場合、または他人を脅迫した場合

ホ その他法律上の罪を犯した場合または学生にあるまじき行為をした場合

(懲戒処分の程度)

第10条 前条に定める当罰行為の懲戒の程度は、次項以下の基準によるものとする。

2 学期内試験および追試験において前条イ号の行為をした場合

イ 一時の出来心によるものは訓告または9日以下の停学に処し、当該科目についてその年度の履修許可を無効とする。

ロ 計画的なものは10日以上1カ月以下の停学に処し、原則として当該学期内試験の全授業科目についてその年度の履修許可を無効とする。

ハ 再度不正行為をなした者または改悛の情が認められない者は、無期もしくは3カ月以

下の有期停学または放學に処し、当該学期内試験の全授業科目についてその年度の履修許可を無効とする。

- 3 前項イ号、ロ号およびハ号いずれかの処分を受けた場合当該処分科目について、次年度「再受験科目」として申請することはできない。
- 4 再試験において前条イ号の行為をした場合第2項および第3項を適用する。この場合において、第2項ロ号およびハ号の「当該学期内試験」を「再試験」と読み替えるものとする。
- 5 前条ロ号の行為をした場合
 - イ 軽微な違反行為を行った者は、訓告に処す。
 - ロ 軽微な違反行為を繰り返した者は、譴責に処す。
 - ハ 違反行為に対して職員が行為の中止または行為をなすことを命じたにもかかわらず、これに従わなかった者は譴責または1カ月以上1年以下の停学に処す。
- ニ 前号にかかわらず、つぎの行為をなした者は無期停学または放學に処す。
 - a 授業放棄を煽動し、職員、学生の登校もしくは授業を妨害しようとした者またはした者
 - b 入ることを禁じた場所に侵入し、立てこもりまたは占拠しようとした者もしくはした者
 - c 学園の施設設備、備品を故意に著しく破壊汚損した者
 - d たびたび違反を繰り返し、または改悛の情が認められない者
- 6 前条ハ号の行為をした場合は、訓告、譴責または、停学6カ月以下に処する。ただし、たびたび違反を繰り返し、または改悛の情が認められない者は放學に処することもある。
- 7 前条ニ号の行為をした場合は、譴責または停学6カ月以下に処する。ただし、あまりに甚だしい者は放學に処することもある。
- 8 前条ホ号の行為をした場合は、内容および事情によって訓告、譴責、停学または放學に処す。

(事実の指摘)

第11条 第9条の当罰行為があった場合、本大学の職員または学生は、学長に事実の指摘(以下「指摘」という)をすることができる。

- 2 当罰行為の発生を防止し、または行為の阻止を職務上なすべき職員は、当該職員の指示または命令に再度にわたって従わなかった者がいるとき、これを指摘しなければならない。

3 第1項の指摘は、次条に定める書面によるほか、前項の職員に口頭ですることができる。

(指摘文書の記載事項)

第12条 指摘文書には、次の事項が記載されていなければならない。

- イ 当罰行為の発生日時および場所
- ロ 事実経過
- ハ 当罰行為者の名前、所属学部・学科・学年または団体名
- ニ 当罰行為を目撃していた者の名前または団体名
- ホ 当罰行為者および行為に対する感想
- ヘ 指摘者の氏名・所属および署名捺印
- ト 指摘した文書を提出した日

2 口頭で指摘をうけた職員は、前項の事項を記載した調書を作成しなければならない。

(指摘文書の提出)

第13条 指摘文書または調書は、学生部長を経て学長に提出するものとする。

(指摘者、被指摘者の人権の保護)

第14条 学長は、指摘者および被指摘者の教育の場における人権が不当に侵害されないよう適切な措置を講じなければならない。

(学生委員会への諮問)

第15条 第13条の指摘文書または調書の提出があり、学長が、懲戒について検討すべきであると認めた場合は、学生委員会(以下「委員会」という)に諮問しなければならない。

(委員会の審議)

第16条 学長の諮問をうけた委員会は、指摘文書等からその事実の存在が明確な証拠に基づいていると判断したとき、懲戒の内容を審議し、その経過および結論を学長に答申しなければならない。

2 委員会の審議は、非公開とする。

(通知、弁明、審議の保留)

第17条 委員会は、被指摘者、事件について通知したうえで、および平穩に弁明を聴聞する機会を与えなければならない。ただし、被指摘者が委員会が指定した弁明の日時に理由なく欠席した場合または弁明に際し、平穩を乱すなどの行為があった場合は、弁明聴聞の手続を省くことができる。

2 弁明に際して被指摘者は、本大学職員または学生の中から弁護人1人を選定し、同席させ弁明の助言をさせることができる。

3 委員会が必要と認めた場合は、証人もしくは関係者の証言または意見を聴聞することができる。

4 弁明は口頭または文書によるものとする。

5 被指摘者が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、本人に事実の確認が聴取できない場合、事実の確認が聴取できるまで審議を留保できるものとする。

(委員の除斥)

第18条 委員会委員が、つぎの各号のいずれかに該当する場合、当該議事に出席することができない。ただし、前条第3項の証人または関係者となることを妨げない。

イ 委員が直接の被害者であるとき

ロ 委員が指摘者・被指摘者または被害者の親族であるとき

ハ その他学長または委員会が除斥を認めたとき

(懲戒の決定)

第19条 懲戒は委員会の結論に基づき、学長が、教授会の意見を聴いてこれを決定する。

ただし、第9条イ号の行為をした場合の処置については、あらかじめ委員会にかわり、委員会が認めた者に委ねることができる。

(懲戒処分の決定通知)

第20条 懲戒処分の決定通知は、理由を添えて被処分者および保証人に文書を交付するほか学内に公示する。

2 前項の文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合は、学内に公示した日から1週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

(停学期間中の指導等)

第21条 第1条第2項の目的に適うため、停学期間中であっても学生部長等は、停学処分中の学生に対して定期的な面談や奉仕活動の実施等適切な指導を行うものとする。

2 停学の期間が、履修申請の期間にかかるときは、当該学生に対し履修申請を認めるものとする。

(停学処分の軽減・解除)

第22条 前条第1項の指導等において、大学に復帰するに足る条件が具備され、有期停学処分の軽減または無期停学処分の解除が妥当と判断するときは、学生部長は、学長に停学処分の軽減または解除を上申することができる。

2 前項の上申を受けた学長は、委員会に諮ってこれを軽減または解除することができる。

(無期停学者の追訴)

第23条 無期停学の期間が2カ年を経過し、なお、大学に復帰するに足る条件が具備されない者に対しては、学長は、委員会に諮ってこれを放學処分にする。

(学籍簿への記録)

第24条 懲戒処分は、学籍簿に記録するものとする。

2 第22条により、懲戒処分が軽減されたときは、軽減前の記録は抹消し、軽減後のものを記録するものとする。

3 第1項の記録は、次条に定めるところによりこれを抹消するものとする。

(復権)

第25条 停学処分の場合は処分解除後3年を経過したとき、譴責もしくは訓告処分の場合はその言渡し後1年を経過したとき、その処分は効力を失い、処分をうけた事実の学籍簿への記録は抹消されるものとする。

2 前項の記録抹消に要する期間については、学長は委員会に諮って短縮することができる。

(停学期間中の学費)

第26条 停学処分を受けた学生は、停学期間中の学費を納入しなければならない。

(学籍異動)

第27条 当罰対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に休学の申出があった場合には、この申出を受理しない。

2 停学期間中の学生から休学の申出があった場合は、この申出を受理しない。

(規定の改廃)

第28条 この規定の改廃は、学生委員会の意見を聴き、学部長会議の議を経て学長がこれを行う。

付 則

1 この規定は、1998年4月1日から施行する。

2 この改正規定は、2017年7月10日から施行し、2017年4月1日から適用する。